

報道関係者 各位

平成23年4月22日
宮城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 菊地 清
主任地方産業安全専門官 大友雅志
電話 022(299)8839

がれき処理作業の開始に当たり安全衛生パトロールを実施

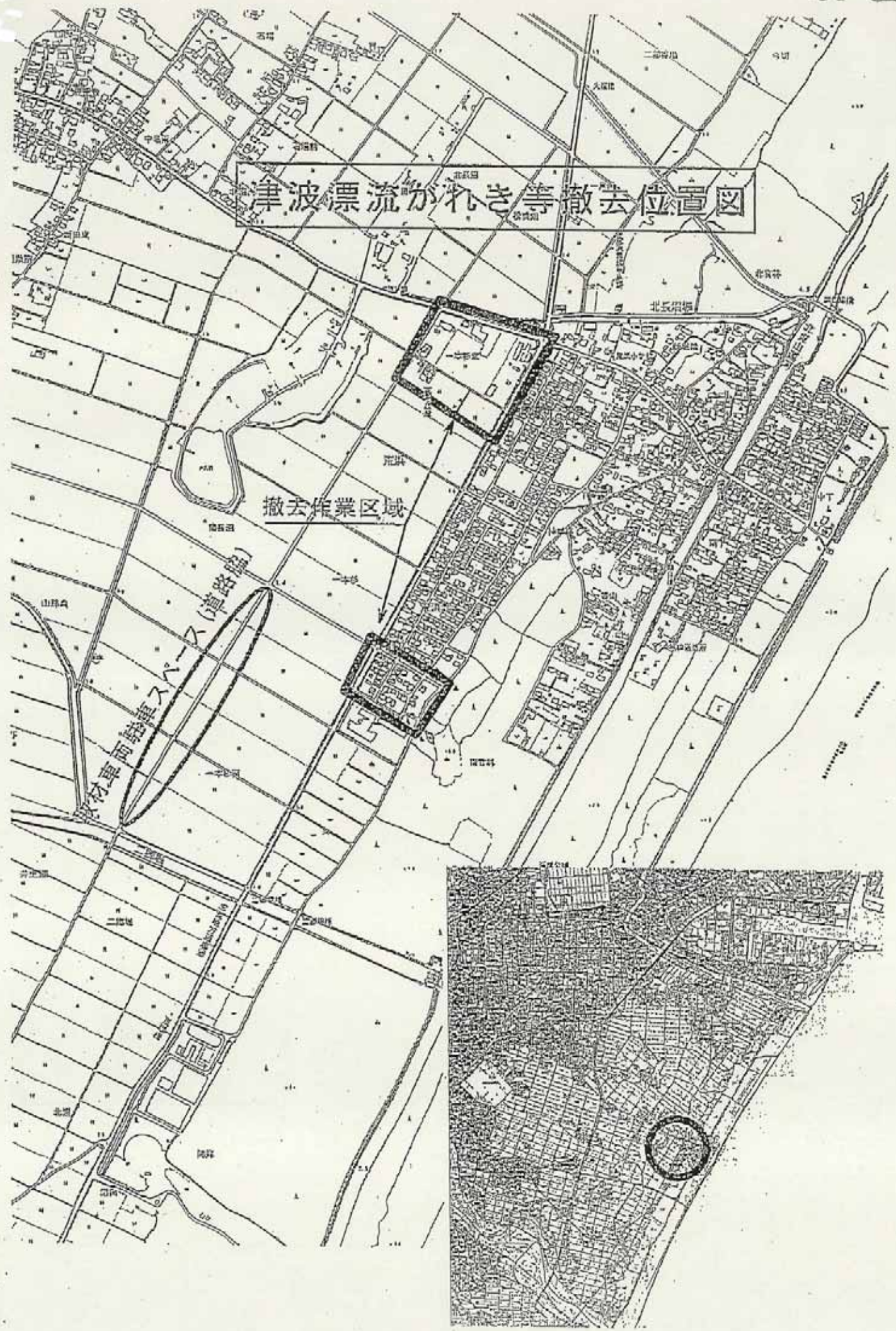
～震災の津波により発生・漂着したがれき処理作業が開始されるに当たり、厚生労働省・宮城労働局・仙台労働基準監督署による合同パトロールを実施します～

宮城労働局（局長 小山浩一）では、仙台市における「がれき処理作業」の開始に併せ、厚生労働省、宮城労働局及び仙台労働基準監督署による合同安全衛生パトロールを実施し、がれき処理作業に係る労働災害の防止について、事業者及び労働者に呼びかけを行います。

- 1 日時：平成23年4月22日（金）13：30～14：30
- 2 場所：仙台市若林区荒浜新2丁目、荒浜字一本杉、荒浜字北長浜の一部（別図参照）

なお、現地は、相当数の車両系建設機械等により作業が行われていること、また、通行規制区域であることから、取材に当たっては仙台市の職員等の指示に留意ください。

津波漂流がれき等撤去位置図



がれき処理作業における労働災害防止に係る留意点

1 混在作業における労働災害防止

- ・ 元請事業者、下請事業者間の連絡調整
- ・ 作業開始前の安全確保措置*、作業手順等に係る確実なミーティングの実施
- ・ 被災者等付近住民の作業区域への立入り禁止措置の確実な実施
 - *「安全確保措置」－作業実施のための服装装備、危険物等を発見した場合の措置、車両系建設機械の作業区域内への立入禁止、余震が発生した場合の津波等による二次災害発生防止措置

2 車両系建設機械等災害の防止

- ・ 作業計画の作成とこれによる作業の徹底
- ・ 車両系建設機械と作業員との接触防止措置
(誘導者の配置、視界確保のための作業員へのゴーグルの着用等)
- ・ 必要な有資格者による車両系建設機械の運転とその資格証の携帯

3 石綿等の粉じんや様々な有害物へのばく露防止等

- ・ 石綿等有害物質へのばく露防止のための防じんマスク等の確実な使用
- ・ 作業開始前に粉じん飛散防止のためがれき等に散水を行う等湿潤な状態の保持
- ・ 被災者等付近住民等関係者以外の立入り禁止措置
- ・ 物の飛来・落下による災害防止のためのヘルメット、粉じんや有害化学物質へのばく露防止のためのゴーグル、ゴム手袋、底の丈夫な安全靴等の着用